

事務連絡
令和元年 12月 26日

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会
専務理事 西橋一裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行う者等を定める規程」の改正及び公布について（第12報）

質問

20時間の法定教育時間数の新任教育を行うに際し、15時間を基本教育とし、残りの5時間をすべて実地教育に充ててよいか？

答

業務別教育を実地教育のみの行うことはできない。
実地教育の上限は、「実施する業務別教育の1/2の教育時間数であり、上限は5時間」と定められている。

令和元年8月30日付け、警察庁兵生企発第22号、警察庁生活安全局長発出の「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行について（通達）」添付の「新任教育の教育時間数（新旧比較）」に、実地教育の上限が示されており、森林教育の場合、実地教育の上限は、「実施する業務別教育の1/2の教育時間数であり、上限は5時間」と定められている。

添付書類～上記「新任教育の教育時間数（新旧比較）」

※ 上記内容については、12月25日、警察本部に確認済み。